

②射爆撃演習場の指定と利用



米軍から沖縄群島知事への射爆撃演習地指定告知

[琉球米軍司令部による永久危険区域の指定]

1948年(昭和23年)4月9日

資料概要

1948年(昭和23年)4月9日付、琉球米軍司令部より軍政府副長官を通じて沖縄(群島)知事宛に通達された告知。コビ礁(黄尾嶼:尖閣諸島久場島のこと)以下、5つの区域を第一航空師団が使用する永久危険区域とし、このことを知事以下全関係者に告知するよう記している。なお、収録誌には、同日付同内容の英文コピー(画像2)も収録されている。

この資料は沖縄群島知事宛であるが、「臨時北部南西諸島公報」(奄美群島公報紙)の5月25日公報、「公報新宮古」(宮古群島公報紙)5月27日付、「八重山タイムス」(八重山群島紙)11月1日付など、同年代の別資料に、同様の内容が記されている。

米国は戦後、施政下に置く琉球列島の範囲に尖閣諸島を含め、この資料が示すように、1948年に久場島を、その後、大正島も射爆撃演習場に指定し、演習の際には告知を行ってきたが、中国及び台湾が当時、そのことについて異議を呈した形跡はない。

内容見本

ライカム(※1)

四月九日 ○八三〇

運輸隊指揮官

軍政府副長官

宛、沖縄知事

一、左の海域は第一航空師団使用の永久危険区域とする

イ、第一区域 北緯二十五度五六分 コビ礁を中心とする
東経一二三四四一分 半径五哩の圏内

ロ、第二区域 北緯二十六度三六分 鳥島を中心とする
東経一二六度五〇分 半径五哩の圏内

ハ、第三区域 北緯二十六度二三分 イリソナ島を中心とす
東経一二七度〇六分 る半径二哩の圏内

(略)

二、全ての人々、全船舶、及び全航空機は常に明瞭に記憶する様警告する

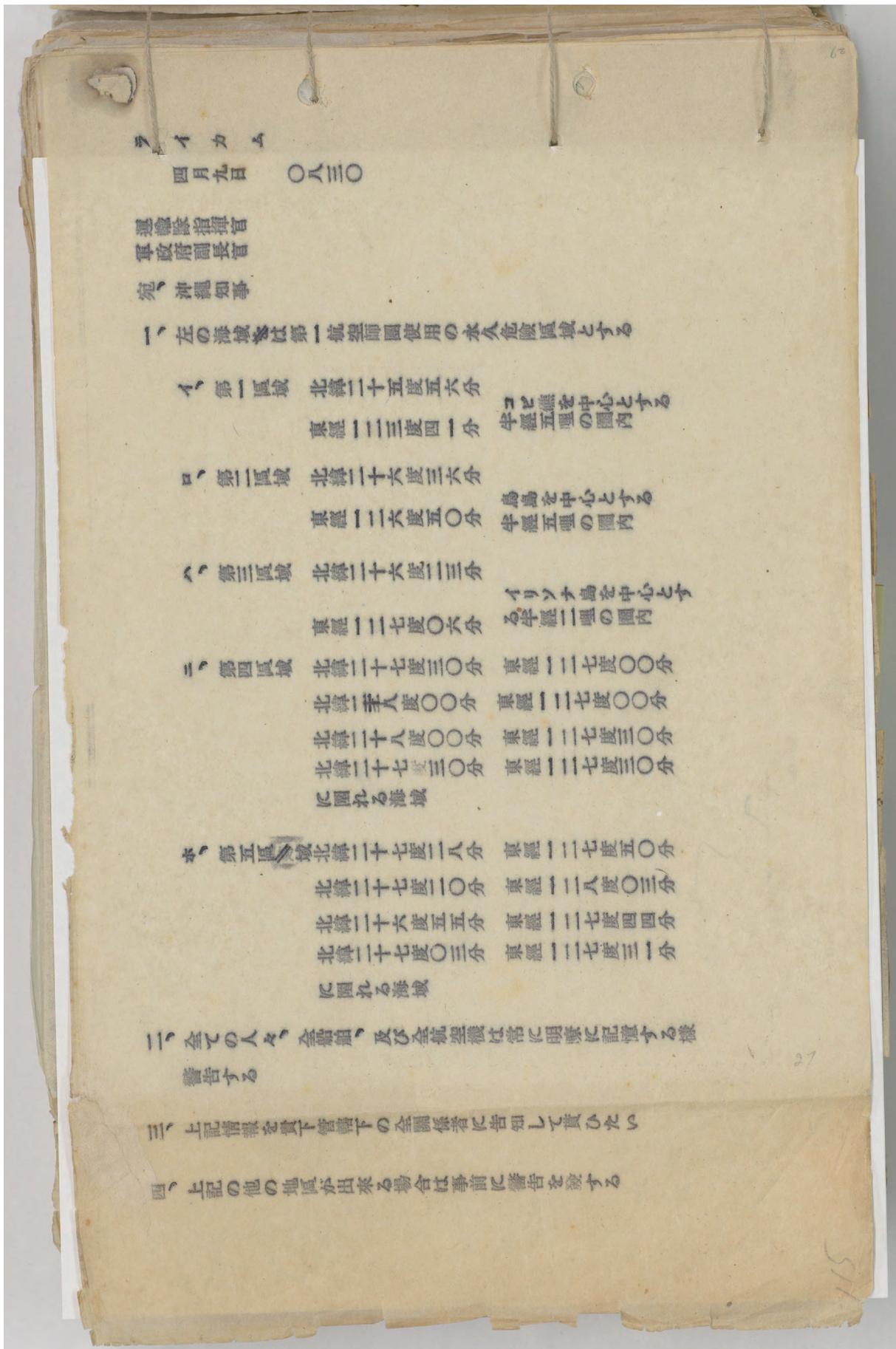
三、上記情報を貴下管轄化の全関係者に告知して貰ひたい

四、上記の他の地区が出来る場合は事前に警告を発する

※1 Ryukyu Command(琉球米軍司令部)

作成年月日	1948年(昭和23年)4月9日
編著者	[琉球政府総務局渉外広報部文書課]
発行者	-
収録誌	対米国民政府往復文書 1948年 受領文書
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う (閲覧用資料コード:RDAE006013)

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



ライカム

四月九日 ○八三〇

運糧隊指揮官
軍政府副長官
宛、沖縄知事

一、左の海域を第一航空師團使用の永久危険区域とする

イ、第一区域 北緯二十五度五六分 東経一二三度四一分
コビ島を中心とする半経五哩の圏内

ロ、第二区域 北緯二十六度三六分 東経一二六度五〇分
島島を中心とする半経五哩の圏内

ハ、第三区域 北緯二十六度三三分 東経一二七度〇六分
イリソナ島を中心とする半経二哩の圏内

ニ、第四区域 北緯二十七度三〇分 東経一二七度〇〇分
北緯二十八度〇〇分 東経一二七度〇〇分
北緯二十八度〇〇分 東経一二七度三〇分
北緯二十七度三〇分 東経一二七度三〇分
に圍れる海域

ホ、第五区域 北緯二十七度二八分 東経一二七度五〇分
北緯二十七度二〇分 東経一二八度〇三分
北緯二十六度五五分 東経一二七度四四分
北緯二十七度〇三分 東経一二七度三一分
に圍れる海域

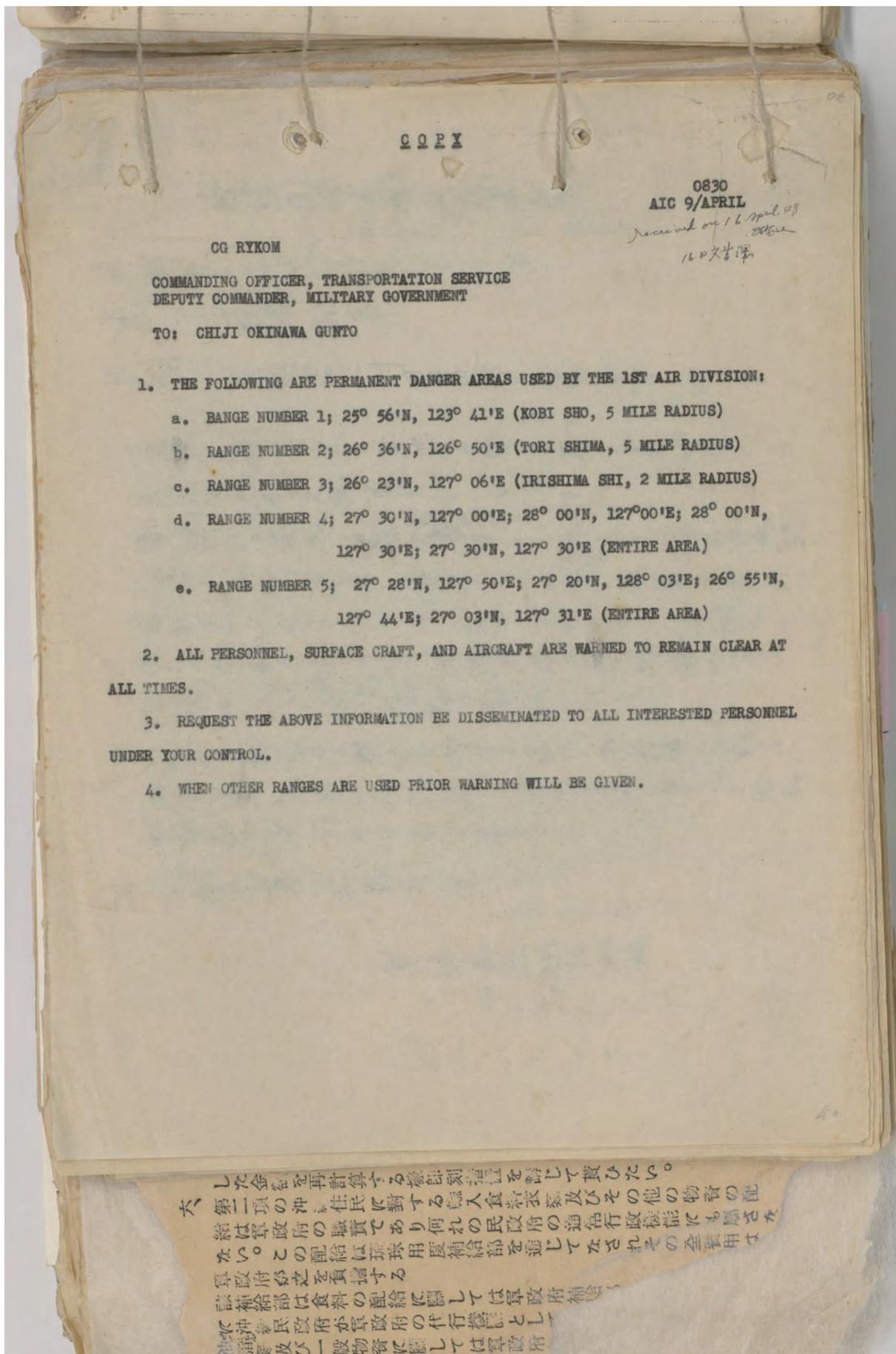
二、全ての人々、全船舶、及び全航空機は常に明瞭に記憶する様警告する

三、上記情報を貴下管轄下の全関係者に告知して貰ひたい

四、上記の他の地区が出来る場合は事前に警告を發する

【画像1】

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。



【画像2】

内容見本

C O P Y

0830

AIC 9/APRIL

CG RYKOM

COMMANDING OFFICER, TRANSPORTATION SERVICE
DEPUTY COMMANDER, MILITARY GOVERNMENT

TO: CHIJI OKINAWA GUNTO

1. THE FOLLOWING ARE PERMANENT DANGER AREAS USED BY THE 1ST AIR
DIVISION:

a. RANGE NUMBER 1; 25°56'N, 123°41'E (KOBISHO, 5 MILE RADIUS)

(略)

2. ALL PERSONNEL, SURFACE CRAFT, AND AIRCRAFT ARE WARNED TO REMAIN
CLEAR AT ALL TIMES.

3. REQUEST THE ABOVE INFORMATION BE DISSEMINATED TO ALL INTERESTED
PERSONNEL UNDER YOUR CONTROL.

4. WHEN OTHER RANGES ARE USED PRIOR WARNING WILL BE GIVEN.